



＝BCPが肝心＝

法人になってから、3回目の年始を迎えました。

年末・年始に慌たしいのは例年どおりでしたが、昨年末はスタッフの1人がコロナに感染し、少し慌てました。幸いにも症状が軽症だったため、在宅勤務してもらいましたが、改めて、「BCP」をきちんとしておかなくては、と思いました。

皆さまは「BCP」をご存知でしょうか？日本語でいうと「事業継続計画」です。自然災害や、大火災等があったときでも、事業を継続していくための手法、手段を予め決めておくことです。

実はつむぎでは、昨年、計画を作成中でしたが、業務の繁忙期になり中断していました。とはいえ、ある程度内容が決まっていたので、何とか計画通りに在宅勤務をしてもらうことができました。そんなこともあり、BCPを作成して社内で認識しておくことが、とても大切だと感じました。

今年こそは、BCPを完成させて、どのような事態にも対応できるようしておきたいものです。（川東）

1、新年ご挨拶

新年、あけましておめでとうございます。今年も無事新しい年を迎えることができました。ありがとうございます。昨年も、お客様や周りの方々に助けられた1年でした。本年もスタッフ一同、どうぞよろしくお願いたします。

令和5年、今年の干支は「癸卯（みずのと・う）」です。干支は昔から、未来を探るための手段として使われてきました。「癸卯」の意味は、「春の兆しはすでに始まっていて、今まで培われた実力が試される時期」なのだとか。

長引くコロナ禍の中でも、コツコツと準備をしていたこと、実力をつけていたものが、芽吹いたり、表に出てくる時期でもあるのでしょうか。

今年は、皆さまの取り組みが良い結果として現れる1年になりますよう、心よりお祈り申し上げます。



2、フリーランス向けの環境整備ガイドライン

最近、企業の従業員として働きながら、フリーランスとしても仕事をする人が増えてきています。そのため、厚生労働省は、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁と連名で、令和3年に、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法、労働関係法令の適用関係を明らかにするとともに、これらの法令に基づく問題行為を明確化するため、実効性があり、一覧性のある「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を策定しました。

内容は、以下のとおりです。

- ①フリーランスの定義
- ②独禁法、下請法、労働関係法令との適用関係
- ③フリーランスと取引を行う事業者が遵守すべき事項

- ④仲介事業者が遵守すべき事項
- ⑤現行法上「雇用」に該当する場合の判断基準

詳しくは下記のサイトをご確認いただき、自社での副業可否の検討やフリーランスとの取引時にご参考ください。

フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html



＝季節のコラム＝

昔のお正月の遊びといえば、羽根つき、コマ回し、カルタ、双六などでしたね。

双六に欠かせないものといえば、サイコロ。その発祥は古代インドとも古代エジプトとも言われますが、反対面を足すと7になる形の最古のものは、紀元前8世紀頃のアッシリアの遺跡から発掘されたものだそうです。この「天一地六東五西二南三北四」の目の割り振りは、世界共通の形だそうです。

ところで勝負の時に「イチかバチか」と言いますが、この「一」と「八」はそれぞれ「丁」と「半」の上部をとったもので、「丁か半か」と同じ意味です。

サイコロは、どこに転がっても必ず目が出ることから、「芽が出る」につながる縁起物でもありますね。

(鹿島)



社会保険労務士法人つむぎ

〒540-0012

大阪市中央区谷町2丁目1番22号

フェアステージ大手前ビル7階

電話: 06-4397-3358

FAX: 06-4397-3359

Email: info@sr-tsumugi.or.jp

営業時間

平日 9:00～18:00

HP: <https://sr-tsumugi.or.jp/>

3、賃金のデジタル払いを可能にする改正省令について

厚生労働省は令和4年11月28日、賃金のデジタル払い(資金移動業者の口座での賃金支払い)を可能とする「労働基準法施行規則の一部を改正する省令」を公布しました。

給与の振込先が拡大されるのは25年ぶりです。企業は、労使協定を締結したうえで、労働者から同意を得れば、厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座による賃金支払い(賃金のデジタル払い)ができるようになります。

施行は令和5年4月1日で、同日から資金移動業者の指定申請を受け付けます。

改正省令では資金移動業者の指定要件について厳しく定められており、賃金デジタル支払いは、その要件に係る様々な措置が講じられた口座に限り、認められることになっています。

デジタル払いを実施するには、上記したように、労働者の同意が必要です。同意を得る際は、

- ①資金移動を希望する賃金の範囲・金額
- ②支払い開始希望時期

③賃金移動業者の破綻時に弁済を受けるための代替銀行口座などを労使で確認する必要があります。

労働者への説明事項などを記載した同意書の様式例が、通達の別紙で提示されていますので、ご参照ください。

【厚生労働省「賃金の口座振込み等について」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001017090.pdf>

【厚生労働省「資金移動業者口座への賃金支払に関する同意書」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001017091.pdf>



3、今月のおすすめ本

今月は「92歳総務課長の教え」(著者:玉置 泰子 出版:ダイヤモンド社)をご紹介します。

なんと、92歳で現役の総務課長の著書です!! 2020年11月に世界最高齢の総務部員として、ギネス世界記録に認定されています。

読んでみて、「なるほど」と思ったことが、常に前向きに学ぶ姿勢をもっていること、健康にも気を遣っていること、日々毎日の仕事をおろそかにしないこと、です。

人生の先輩がこれだけ頑張っているのだから、「私にもまだまだいろんなことができるのでは」と思っています。

人との壁を作らず、常に謙虚に取り組む。改めて身も心も引き締めなければと思いました。

ちなみに、玉置さんの勤務先は大阪の会社です。関西の会社で頑張っておられるのも、とても身近に感じますね。(川東)

